

● 相続税無料相談窓口

③作成した時点での評価額

相続税評価額を計算

しかし、たったの3点でもこれを一覧表にするという作業は、なかなか大変な作業になります。

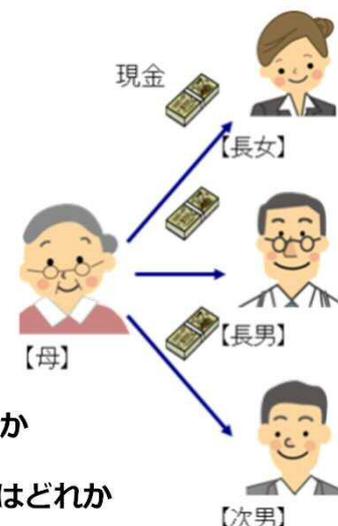
財産を持っている本人でさえ大変な作業ですから、もしこの作業を行わないまま相続が発生してしまったとしたら、相続人の苦労は並大抵ではありません。つまり、<どこ>に<なに>があるかわからない状況から始めなければならぬのです。



3、目録の作成で課題が見えてくる

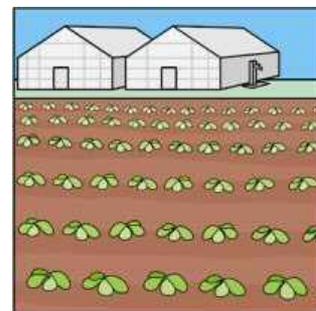
財産目録を作成すると、下記のようなことが見えてきます。

- ①相続があった場合、相続人同士の間でうまく分割できそうか
 - ②配偶者や子供に生前贈与できる資産はどれか
 - ③相続時までには評価額が高騰する可能性のある資産はどれか
 - ④配偶者の老後のために確保しておくべき資産はどれか
 - ⑤貸地などで低収益となっている資産や有効活用できるものはないか
 - ⑥仮に現時点で相続があった場合、どの程度の税額となるか
 - ⑦相続があった場合、納税に充てられない資産（処分できない資産）はどれか
- など



財産目録を作成した上で、上記のような項目について対策を練っていきます。

そして、一度作成した財産目録は、年に一度見直していきましょう。どのように作成したらいいかわからない、自分で作成するのが面倒・・・という方はお気軽にご相談ください。



各税制度の特例の利用には一定の条件があります。資産税に詳しい各専門家（税理士・弁護士・鑑定士等）と連携してサポートしています。

【ご相談・お問い合わせ】オーナー様：相続&不動産ご相談窓口

TEL：0120-337-301 担当：苅谷